



起業化計画を募集します ～起業支援補助金制度～

「起業支援補助金」は、地域資源を活用した新たに事業を開始しようとする方を支援する補助制度です。

補助金の交付を受けようとする方は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

◆募集への応募要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・町内に住所及び活動拠点を有する個人、団体または法人であること
- ・フランチャイズチェーンに加盟していない方であること
- ・町税等を滞納していない方であること

◆補助対象事業

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・新たに開始する事業であること（既存の事業者が新たに他の業種を開始する場合を含む。）
- ・地域の資源（人材、技術力、原材料等）を活用して行う事業で、地域課題の解決等、町の活性化に資すると認められる事業であること
- ・継続が見込まれる事業であること
- ・宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業でないこと

◆補助対象経費

①開業準備経費

- ・起業に向けたマーケティング・リサーチ、研修、法人登記等に要する経費

②施設設備費

- ・事業所の整備工事費、設備・機械等の購入経費
- ・土地、建物、設備・機械等の借入経費（対象期間は12カ月以内）

③運営経費（対象期間は12カ月以内）

- ・技術導入経費、広告宣伝経費、その他運営に必要な経費

④雇用経費（対象期間は12カ月以内）

- ・雇用者（雇用保険加入者に限る。）の件数（役員、家族を除く。）

※①～④のうち、他の補助制度から補助金等を受けたものがある場合は、その経費は除きます。

◆補助額 補助対象経費の2分の1以内の額

◆補助限度額 300万円

※①開業準備経費及び②施設設備費は200万円を上限とし、③運営経費及び④雇用経費は100万円を上限とします。

◆応募方法等

起業化計画書を提出していただき、町の起業化計画認定審査会において認定された事業に対して補助金を交付します。

①応募書類

- ・応募申込書 ・起業化計画書（添付書類を含む。） ・完納証明書

②起業化計画書提出期限 2月24日（金）午後5時

③起業化計画書提出先 産業振興課商工業立地推進係

※起業化計画の募集に応募した方は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。

審査会の日程等は、あらためて通知します。

※完納証明書は、町民税務課に交付申請してください（手数料がかかります）。

※町公式ホームページから「起業化計画書等」の様式をダウンロードすることができます。

※提出書類や不明な点については問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378



固定資産税の減免 を実施している農 地の課税について

東日本大震災により津波被害を受け、固定資産税を減免している農地は、平成29年度から一部の農地を除き、使用状況にかかわらず通常の課税を実施します。皆様方のご理解とご協力をお願いします。

また、歌津田表工区、戸倉西戸工区、在郷工区における圃場整備地区の土地は、平成29年度から現在登記のある所有者に通常の課税を実施します。圃場整備地区の換地処分登記完了後は、完了後の所有者に固定資産税が課税されま

◇問い合わせ

町民税務課資産税係
☎46-1372

家畜や家きんを 飼っている皆さんへ

家畜伝染病予防法が平成23年に改正されたことにより、家畜（牛、豚、馬、羊）及び家きん（鶏、あひる、うずら、

きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちよう）の飼養者には、毎年1回飼養頭数及び飼養管理状況の報告が義務付けられました。飼養者の方は、役場から送付する書類に記入のうえ、2月20日（月）までに提出をお願いします。

なお、報告書類の提出がない場合や不適切な飼養管理が行われていることが明らかになった場合は、家畜保健衛生所が行う指導の対象となりますので期日までの提出にご協力ください。

また、愛玩用として鶏等の家きんを1羽以上飼養している方も飼養羽数の報告対象となっておりますので、飼養者の方は次の問い合わせ先までご報告ください。

◇問い合わせ

産業振興課農林業振興係
☎46-1378
宮城県東部家畜保健衛生所
☎0220-222395

平成29年度南三陸町 育英資金奨学生募集

◇申請書類

①育英資金貸付申請書（様式第1号）

②住民票（世帯全員）

③保護者（両親）の平成28年度所得証明書

（保護者（両親）に所得がない場合は、非課税証明書を必ず添付してください。祖父母の所得については不要です。）

④在学証明書または入学予定を証する書類の写し

（新たに入学する場合は合格通知書等の写し）

◇申請先

教育委員会教育総務課

◇申請受付期間

2月13日（月）から3月17日（金）まで

◇その他

貸付内容など詳しくは、広報みなみさんりく1月号をご覧ください。か次の問い合わせ先までご連絡ください。

※貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛に通知します。

◇問い合わせ

教育委員会教育総務課
☎46-2604

犬の登録について

―飼いな犬の登録・狂犬病予防注射は飼いな主の義務です―

犬を飼っている方は、住んでいる市区町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引越した場合は所有者を変更した場合、死亡した場合は届出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。動物病院で予防注射を受けた場合は、役場にて注射済票の交付を受けてください。

犬の登録等に係る手数料は次のとおりです。

◇犬の登録 3,000円

◇注射済票の交付 550円

◇鑑札の再交付 1,600円

◇注射済票の再交付 340円

※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。犬の登録やその他の届出が済んでいない方は、環境対策課または歌津総合支所町民福祉課でお手続きください。

町職員人事異動

異動

平成29年1月1日付
（ ）は前職
▼南三陸病院副院長⇨藤原靖士（診療部内科部長）

新規採用

平成28年12月1日付
▼危機管理課危機管理調整監⇨村田保幸

平成29年1月1日付
▼南三陸病院診療部臨床工学室主任臨床工学技士⇨佐藤政範

平成29年1月4日付
▼南三陸病院看護部外来勤務室看護師⇨及川圭子

退職

平成28年12月31日付
▼芳賀恵（南三陸病院看護部棟勤務室看護師）